八の一から五四一八の七まで、五四一九の一、五四一九の三、五四六五の一、五四六九の一、五四六九の二、五四六九の四、五四六九の五、五四七〇の一、五四七〇の二、東祖谷小川二八九の三、二八九の四、二九四の二、東祖谷菅生五九三の一、五九三の二、五九四の一、五九四の二、六五四の一から六五四の三まで、六五五の二、東祖谷釣井四一四の一、四一四の二、四一七の一、四一七の三（次の図に示す部分に限る。）、四一八、四一九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川五九〇の一（次の図に示す部分に限る。）、五九〇の二、内山字橋本一一の一（次の図に示す部分に限る。）、二九の一、二九の四・字日浦五六の一・五六の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字四郎そふ九、一一（次の図に示す部分に限る。）、一二、一四（次の図に示す部分に限る。）、竹ケ谷字豊後三九から四二まで、平野字経津加五四の二、五四の五九、五四の六〇、請ノ谷字川島三一から三六まで、四三から四七まで、字桑木谷五・八・牛輪字宮ノ首三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四の一、字志やこう谷七（次の図に示す部分に限る。）、横石字花才二四の四四、蔭谷字土佐田山五の一、五の六、花瀬字花瀬二四二の三、二四四の一、二四六の一二、二四六の一三、二四六の四四、二四七の七、谷内字下傍示四二〇の一、字立割二八九、字中分三二四の一、菖蒲字大谷向五の二、字中分二五の一、拝宮字向田五の三、長安字五郎谷口五の四、五の六、五の九から五の一一まで、字ジンゴ谷三の二、字向イ二〇の四（次の図に示す部分に限る。）、大戸字ウエ三一、四〇から四三まで、四四の一から四四の三まで、四五、四六、字大江八の一、八の五から八の一〇まで、小計字角ト屋一三の一、一三の二、古屋字北傍示三四の一、字堂見谷五の一から五の三まで、深森字東畑三〇、字古田五、六、川俣字大小屋二三の一、白石字ヤハズ山八、九（次の図に示す部分に限る。）、一一の二、大殿字下タ平二の一、字轟ケ谷一、二、丈ケ谷字銚子ケ谷一・三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四、海川字東俣一六四の二、一六四の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字花瀬二四六の一二（次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南川五九〇の一、五九〇の二、字橋本一一の一、二九の一、二九の四、字日浦五六の一、五六の五、字四郎そふ九・一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二、一四（次の図に示す部分に限る。）、字豊後三九から四二まで、字川島三一から三五まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三六、四三、四四、四五から四七まで・字桑木谷八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ首三、四の一（次の図に示す部分に限る。）、字志やこう谷七、字土佐田山五の一、字花瀬二四二の三・二四四の一・二四六の一三・二四七の七・字立割二八九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字中分二五の一、字向田五の三（次の図に示す部分に限る。）、字ジンゴ谷三の二、字向イ二〇の四（次の図に示す部分に限る。）、字ウエ四三、四四の一、四四の二、四六、字角ト屋一三の一、一三の二、字北傍示三四の一・字堂見谷五の一・字東畑三〇・字古田五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六、字大小屋二三の一（次の図に示す部分に限る。）、字下タ平二の一、字轟ケ谷一、二（次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆の国市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈡　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県伊東市・伊豆市・熱海市・田方郡函南町（以上三市一町について次の図に示す部分に限る。）

㈢　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈣　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

熱海市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成九年十二月四日農林水産省告示第千七百三十六号（三に係るものに限る。）、平成九年九月十七日農林水産省告示第千四百六十八号（四に係るものに限る。）、平成九年五月二十九日農林水産省告示第八百九十三号（一に係るものに限る。）

㈡　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦